

2025年3月24日改

寺村総合法務事務所

legal@eibun-keiyaku.net

契約業務料金体系のご案内

—コロナ禍も落ち着いたようですので、2025年3月24日、コロナ禍前の料金に戻します—

(税抜き表示)

業務パターン	お客様への納入物	納入後の修正 対応 (注3参照)	料金(税抜き) (赤は改定料金)
A 英文契約書の新規作成 (お客様の和文原案を英訳する場合を 含みます)(注1参照)	①英文契約書 ②参考和訳文	○	基本料金 20,000円 + 完成英文頁数 × 15,000円 (最低料金:計 4万円)
B 英文契約書の単純和訳(注4参照)	① 和訳文	×	基本料金 10,000円 + 英単語単価 20円 × 単語数 (最低料金:計 3万円)
C 英文契約書の和訳+審査 (リーガルチェック及び修正) *和訳なしチェックのみはお受け できません。(注4参照)	①和訳文 ②審査済み英文契約書 (必要な英文修正込み)	○	基本料金 10,000円 + 英単語単価 28円 × 単語数 (最低料金:計 3万円)
D 和文契約書等の単純英訳 (リーガルチェックなし)(注2参照)	① 英訳文	×	基本料金 10,000円 + 文字単価 20円 × 文字数 (最低料金:計 3万円)
E 和文契約書の新規作成	①和文契約書	○	基本料金 10,000円 + 完成和文頁数 × 1万円 (最低料金:計 3万円)
F 和文契約書の審査 (リーガルチェック及び修正)	①審査済み和文契約書 (必要な和文修正込み)	○	基本料金 10,000円 + 審査対象頁数 × 7,500円 (最低料金:計 3万円)

注1. お客様から頂いた和文契約をベースに英文契約化する場合、原則として、上記Aパターンとなります。

注2. お客様から頂いた和文契約書や、その他の文書の英訳は、「既に締結済みの契約の英訳」、又は「参考のために行う単純英訳」などに限らせていただきます。契約の当事者が将来英文契約を締結するために和文契約原案を英文にする場合に関しては、日本語には主語や目的語の脱落が多いこと、及び英文契約として必要な条項や表現が抜けていることなどから、和文を単純に英訳しても妥当なものにはなりません。そのため、弊所では、この場合「英文契約の作成」サービスとして提供させていただきます。(原案和文を参考に、適切な英文契約を作成します。なお、作成した英文契約には、和文を添付いたします。)

注3. 納入後の修正対応は、原則として、作成・審査後3カ月以内に限ります。また、契約内容の大幅な変更等の場合は、別途料金の発生する場合があります。

注4. お預かりした英文が英語のネイティブ以外が作成したものである場合、割増し料金となる場合があります)

幣所の契約業務の特徴

1. 契約内容の初期段階から検討させて頂いた上で、契約案を作成致します。

～和文契約案が出来ていなくても構いません～

～ビジネス展開上のリスクと契約上の問題点を洗い出し、
お客様の懸念する点にも配慮したうえで契約案を作成します～

2. 契約締結完了まで、随時対応致します。

～契約締結完了まで、「追加料金なしで*」、交渉段階に応じた修正や
対応サポートを致します～

(*原則として、作成・審査後3カ月以内に限ります。また、契約内容の大幅な変更等の場合は別途料金が発生する場合があります。)

3. ビジネスマインドに基づいて契約案の作成、修正、審査を行います。

～単なる法律上の形式論に随せず、戦略的な契約ソリューションをご提供します～

4. 数多くの実務経験と、幅広い法律的知識に基づいて、迅速的確に対応致します。

～17年の企業経験(うち法務関連部門10年以上)数千通におよぶ契約審査経験と、契約専門事務所として独立後の幅広い経験に根ざした対応を行います～

Eメールでのやり取り
だけで対応致します。